

# 定款変更認証申請の流れ

## 総会



それぞれの法人の定款で議決の割合が決められています。ふつうは社員総数の2分の1以上の出席が必要で、その出席した正会員の4分の3以上の議決が必要です。

提出書類

1. 定款変更認証申請書(1部)
2. 総会議事録の写し(1部)
3. 変更後の定款(2部)
4. 2カ年分の事業計画書(2部)
5. 2カ年分の活動予算書(2部)

※事業の変更のとき

①

## 所轄庁



受理後、2か月間の縦覧期間を経て、その後最終審査（2ヶ月以内）が行われ、認証・不認証の結果が出ます。

※ 所轄庁から認証が下りた時点で新しい定款が有効になります。

登記事項の変更がない場合は、これで手続き完了です！

完了！

②

登記事項の変更がある場合

## 法務局



認証書がおりたら2週間以内に法務局に登記に行きます。その後以下の書類を所轄庁に提出して下さい。

③

提出資料

1. 登記事項証明書（1部）
2. 登記事項証明書の写し（1部）
3. 変更後の定款（2部）

## 所轄庁



完了！